保護者　様

令和7年4月22日

埼玉県立芸術総合高等学校長　原　浩明

令和7年度　授業料及び諸会費の口座振替について（3年次）

令和7年度の授業料及び諸会費の口座振替額及び日程については、下記のとおりです。
当日の入金では口座振替できないため、前日までに指定口座にご入金をお願いいたします。

	口座引落月日	※授業料	PTA会費	後援会費	派遣費	生徒会費	学科費	手数料	合計
美術科・舞台芸術科	5月26日(月)		1,200	6,000	900	1,200	12,000	33	21,333
	6月26日(木)		800	4,000	600	800	8,000	33	14,233
	7月25日(金)		800	4,000	600	800	8,000	33	14,233
	8月26日(火)	29,700							29,700
	9月26日(金)		800	4,000	600	800	8,000	33	14,233
	10月27日(月)		1,200	6,000	900	1,200	12,000	33	21,333
	11月26日(水)	29,700							29,700
	12月26日(金)	29,700							29,700
	1月26日(月)	29,700							29,700
	合計	118,800	4,800	24,000	3,600	4,800	48,000	165	204,165

	口座引落月日	※授業料	PTA会費	後援会費	派遣費	生徒会費	学科費	手数料	合計
音楽科	5月26日(月)		1,200	6,000	900	1,200	15,000	33	24,333
	6月26日(木)		800	4,000	600	800	10,000	33	16,233
	7月25日(金)		800	4,000	600	800	10,000	33	16,233
	8月26日(火)	29,700							29,700
	9月26日(金)		800	4,000	600	800	10,000	33	16,233
	10月27日(月)		1,200	6,000	900	1,200	15,000	33	24,333
	11月26日(水)	29,700							29,700
	12月26日(金)	29,700							29,700
	1月26日(月)	29,700							29,700
	合計	118,800	4,800	24,000	3,600	4,800	60,000	165	216,165

	口座引落月日	※授業料	PTA会費	後援会費	派遣費	生徒会費	学科費	手数料	合計
映像芸術科	5月26日(月)		1,200	6,000	900	1,200	10,500	33	19,833
	6月26日(木)		800	4,000	600	800	7,000	33	13,233
	7月25日(金)		800	4,000	600	800	7,000	33	13,233
	8月26日(火)	29,700							29,700
	9月26日(金)		800	4,000	600	800	7,000	33	13,233
	10月27日(月)		1,200	6,000	900	1,200	10,500	33	19,833
	11月26日(水)	29,700							29,700
	12月26日(金)	29,700							29,700
	1月26日(月)	29,700							29,700
	合計	118,800	4,800	24,000	3,600	4,800	42,000	165	198,165

※授業料については、高等学校等就学支援金の認定を受けた方の振替はありません。また、高校生等臨時支援金（就学支援金で所得制限により不認定になった方が対象）の認定を受けた方の振替もありません。
高校生等臨時支援金について、詳細は7月頃お知らせする予定です。

・授業料は年額を4回に、諸会費等は年額を5回に分けて納入していただきます。
・諸会費の5・10月期は3か月分、6・7・9月期は2か月分の振替金額となっておりますので、御注意ください。
・前日までに必ず預金残高を確認してください。残金不足等で口座引き落としができなかった場合は、通知または電話で御連絡いたしますので、上記の納入額を釣り銭のないよう事務室に現金で納入してください。

授業料及び諸会費（PTA・後援会・派遣費）の減免については
裏面をご覧ください。

芸術総合高等学校事務室
担当：津田
電話　04－2949－4052
平日8：30～17：00

【授業料及び諸会費（PTA・後援会・派遣費）の減免について】

①埼玉県では、経済的に困難な家庭に対して、授業料の減免を行っております。
併せてPTA・後援会費等の諸会費の減免を行う予定です。詳細については、６～７月頃生徒を通じてお知らせを配布する予定です。なお、減免申請に関しては、収入等に関して県の基準がございます。希望しても許可になるとは限りません。御承知おきください。

②減免が許可されるまでは、入学料及び諸会費は引き落としされます。許可後にお申し出口座に返金されますので御承知おきください。

③年度の途中で、家計急変等で納入が困難になった場合、減免申請を行うことができますので、事務室まで御相談ください。

④児童扶養手当を一定額以上受給している場合、減免を受けることができます。
令和7年度については、下表のとおり。

児童扶養手当 受給対象児童数	一月当たりの受給額
１人	４４,１１０円以上受給している場合、減免

※令和7年度から受給対象児童数が2人以上の場合、児童扶養手当の受給額をもって減免とはなりませんが、
保護者の市町村民税所得割額が非課税であれば減免となります。